

第13章 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づく、環境の保全の見地からの愛知県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表13-1に示すとおりである。

表13-1 (1) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
1. 全般的な事項	
(1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	環境保全措置の実施にあたっては、事業実施段階における住居等の保全対象の立地状況及び最新の環境保全技術の動向を踏まえ、適切な措置を講じることとしています。 また、事後調査を実施することとした項目（地盤沈下、地下水の利用、動物、植物、生態系）については、事後調査に加え、工事前においても調査を実施することとしています。なお、調査は専門家の助言を踏まえながら実施し、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、事業者が専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」、「第8章環境影響評価の結果」及び「第10章事後調査の計画」に記載〕
(2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。	
(3) 事業実施に至るまでに長期間を要する可能性があることから、必要に応じて事業実施段階における環境の状況を把握すること。	函渠部分を含む南部区間の道路構造については、沿線住民や関係者の意見を伺いながら、地域分断の回避や通学等日常生活の安全性・利便性の確保、土地の改变量の低減などを踏まえた検討によって選定したことを記載しました。 なお、事業の概略計画については、市民及びその他の関係者の意見を伺いながら、建設コストや走行性、主要拠点へのアクセス性等に加え、生活環境や自然環境への影響も含めた総合的な観点から、構造やルート等の複数案の比較検討を行い策定されています。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載〕
(4) 知多市南柏谷本町付近において、道路構造として函渠を選定するに至った検討経緯を詳細に記載すること。	
2. 大気質、騒音、振動	
(1) 住居等の近傍における工事の実施に当たっては、建設機械の配置、稼働時間帯に配慮し、建設機械の稼働に係る騒音の低減に努めること。	事業実施段階における配慮事項として、工事施工ヤードは、対象道路の区域内を極力利用する計画とし、保全対象との離隔に配慮することとしています。また、作業者に対し、建設機械の集中稼働や不要なエンジン稼働を避ける等の作業方法の指導を行い、騒音の低減に努めることとしています。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第2節2.2.1建設機械の稼働に係る騒音」に記載〕

表13-1 (2) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
(2) 対象事業実施区域周辺では、効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化、低公害型車両の積極的な導入を図り、工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。	事業実施段階における配慮事項として、工事用車両の運行ルートの設定にあたっては、できる限り環境に影響の少ないルート設定に努めるとともに、工事用車両の集中を避ける運行計画とすることとしています。また、作業者に対し、アイドリングストップの励行や法定速度の遵守、規定積載量の遵守、整備・点検の実施等の運行方法に対する指導を行うなど、大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう配慮することとしています。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第1節1.2.3資材及び機械に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」、「第8章第2節2.2.2資材及び機械に用いる車両の運行に係る騒音」、「第8章第3節3.2.2資材及び機械に用いる車両の運行に係る振動」に記載〕
(3) 騒音について、対象事業実施区域周辺には静穏な地域もあることから、環境保全措置を実施するとした場所以外においても、必要に応じて、工事中における防音シートなどの遮音対策や供用時における遮音壁の設置を行うこと。また、対象道路において、住民等への影響のさらなる低減を図るために、必要に応じて、低騒音舗装の敷設等を行うこと。	騒音の環境保全措置の実施にあたっては、住居等の保全対象の立地状況及び最新の環境保全技術の動向を踏まえ、適切な措置を講じることとしており、工事中においては防音シート、供用後においては遮音壁、低騒音舗装などの活用も含め対策を検討します。 なお、供用時における遮音壁の高さ、設置範囲、構造等については、事業実施段階で適切に検討することとしています。 〔「第8章第2節2.2.1建設機械の稼働に係る騒音」及び「第8章第2節2.2.3自動車の走行に係る騒音」に記載〕
3. 水質	
(1) 工事に伴い裸地等から発生する濁水の流出防止のため、必要に応じて設置するとしている沈砂池等について、十分な能力を有する沈砂池等にするとともに維持管理を適切に行うこと。	事業実施段階における配慮事項として、裸地等は転圧やビニールシートによる被覆等を行うとともに、必要に応じて沈砂池等を設け、工事に伴って発生する濁水の流出防止に十分配慮することとしており、沈砂池等の設置は適切に行います。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第5節水質」に記載〕
(2) 河川、ため池等の水域における工事の実施に当たっては、濁水の流出を防止するため、適切な措置を講じること。	事業実施段階における配慮事項として、公共用水域において工事を実施する場合には、仮締切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮することを記載しました。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第5節水質5.2予測及び評価」に記載〕

表13-1 (3) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
4. 地盤沈下、地下水の利用	
函渠部分の工事に係る環境保全措置として、「止水性のある土留壁の設置」や「観測修正法の実施」を行うとしているが、これらの環境保全措置の内容をわかりやすく記載すること。	<p>函渠部分における止水性のある土留壁の設置について、詳細設計にあたって綿密な地質調査等を行い、地質構造を把握した上で、掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、地盤沈下の要因となる地下水位の低下を極力抑えることを記載しました。</p> <p>また、観測修正法の実施については、地下水位や地盤の変位の計測・監視等により工事の影響を常に把握しながら適切な施工管理を行うなど、工事中の観察結果に応じた適切な対策を行うことを記載しました。</p> <p>[「第8章第6節地盤沈下」及び「第8章第7節地下水の利用」に記載]</p>
5. 動物、植物、生態系	
(1) 環境保全措置及び事後調査の実施に当たっては、専門家の指導や助言を得ながら、関係機関と連携のもと適切に行うこと。	<p>動物、植物及び生態系に係る環境保全措置及び事後調査は、専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施することを記載しました。</p> <p>[「第8章第9節動物」及び「第8章第10節植物」、「第8章第11節生態系」、「第10章事後調査の計画」に記載]</p>
(2) コオイムシ等の環境保全措置として照明器具の改良を行うとしているが、住民の健康に影響を及ぼさない範囲で、昆虫の走光性を考慮したLEDライトの採用を検討すること。	<p>コオイムシ等の環境保全措置については、生息環境となる水田やため池の近傍において道路照明が設置される場合には、ルーバー付き照明器具、照明光の波長、照明設置高さ等に配慮することとしており、事業実施段階で最新の環境保全技術の動向を踏まえ、適切な措置を講じることとしています。</p> <p>[「第8章第9節動物」に記載]</p>
(3) 環境保全措置として実施する橋脚設置位置の検討、工事計画及び施工時の配慮に当たっては、動植物への影響をできる限り低減する内容とすること。	<p>詳細設計や事業実施段階における配慮事項として、橋梁・高架等の詳細設計においては、重要な動植物等の生息・生育地に配慮した橋脚配置とし、重要な動植物等の生息・生育地への影響を極力回避・低減するため、工事施工ヤード及び工事用道路は、対象道路の区域内を極力利用する計画とし、保全対象との離隔に配慮するとともに、地形の改変量を抑えることとしています。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載]</p>

表13-1 (4) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
(4) 盛土や切土法面等は、外来種による生態系の攪乱を防止するため、極力在来種による緑化を行うとしているが、緑化に当たっては、生物多様性に配慮して、改変に伴い発生する表土を活用するとともに、多様な植生となるよう努めること。また、生物多様性に配慮した維持管理に努めること。	<p>詳細設計においては盛土や切土法面等は、外来種による生態系の攪乱を防止するため、極力在来種による緑化を行い、改変に伴い発生する表土を可能な限り活用するなど、できる限り周辺環境・景観と調和したものとなるよう努めることを記載しました。</p> <p>なお、対象道路のルートについては、都市計画原案作成時において、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全の観点から、重要な動植物等の生息・生育地の改変を極力回避・低減できるよう配慮して選定しています。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載]</p>
(5) 生態系について、上位性の視点から生態系を特徴づける注目種としてキツネを追加し、キツネに係る影響についても予測・評価を行うこと。	<p>地域を特徴づける生態系の注目種については、現地調査の結果を踏まえて抽出していましたが、キツネを追加し、予測・評価した結果を記載しました。</p> <p>[「第8章第11節生態系」に記載]</p>
(6) テンやホンドタヌキの環境保全措置として、跨道橋及びボックスカルバートの活用により、移動経路を確保するとしているが、こうした施設の設置や農道、水路等の付け替えに当たっては、動物の移動経路を踏まえた位置に設置するとともに、その構造の決定等についても、地域の生態系ネットワークの形成に配慮すること。	<p>詳細設計における配慮事項として、切土・盛土構造となる区間における農道や水路等の付け替えにあたっては、自然環境にも配慮し、できる限り動植物の生息・生育地の確保や行動圏の分断の回避に努めることとしています。</p> <p>テンやホンドタヌキの環境保全措置の実施にあたっては、事業実施段階において、対象種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討することとしています。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第9節動物」、「第8章第11節生態系」に記載]</p>
(7) 知多半島地域における生態系ネットワーク形成の一環として進められている臨海工業地帯の企業緑地での取組等との整合性が十分に図られるよう検討すること。	本計画は臨海部の企業緑地側への拡幅が生じない計画としており、知多半島地域で進められている臨海工業地帯の企業緑地での取組等にも十分配慮します。
6. 景観	
遮音壁の設置に当たっては、周辺景観との調和に努めること。また、その影響について、できる限りわかりやすく示すこと。	<p>橋梁・高架等の詳細設計においては、外観や色彩をできる限り周辺環境・景観と調和したものとなるよう努めることとしています。また、遮音壁についても同様に周辺景観と調和したものとなるよう努めることを記載しました。</p> <p>[「第8章第2節2.2.3自動車の走行に係る騒音」に記載]</p>

表13-1 (5) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
7. 廃棄物等	<p>工事中に発生する廃棄物等について、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。</p> <p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」（平成20年、中部地方建設副産物対策連絡協議会）及び「あいち建設リサイクル指針」（平成14年、愛知県）を遵守して再資源化等を図ることとしており、事業実施段階においては最新の改訂状況等の動向を踏まえ再使用又は再利用の徹底に努めます。</p> <p>また、事業実施段階における配慮事項として、工事中に発生する廃棄物等の発生量の削減と有効活用に努め、環境への負荷の軽減に努めることとしており、建設発生土については、「土壤汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づいて適切に手続きを行い、その結果、汚染等によって再利用できない場合には関係法令の規定に基づき、適切に対応することとしています。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第15節廃棄物等」に記載]</p>
8. 温室効果ガス	<p>事業に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。</p> <p>道路事業においては、供用後の自動車走行のほか、工事中の建設機械の移動等に伴って温室効果ガスが排出されており、これらの排出を抑制する取組が必要であると考えます。</p> <p>このため、事業に伴う温室効果ガス排出量をできる限り把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮します。</p> <p>事業実施段階においては、最新の技術等の動向を注視し、低炭素や低燃費に配慮した建設機械の導入、作業者に対する建設機械の不要なエンジン稼働の回避や工事用車両のアイドリングストップの励行等の指導を行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。さらに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目等の使用等に努めます。</p> <p>なお、二酸化炭素は、道路沿道だけでなく広域で評価すべき物質であることから、評価項目の対象としておりません。</p>
9. 事後調査	<p>事後調査の手法について、できる限り具体的に示すこと。</p> <p>事後調査の具体的な手法について、調査時期は工事中、工事后に加え、工事前においても実施することとしており、調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言を踏まえながら実施することを記載しました。</p> <p>[「第8章環境影響評価の結果」及び「第10章事後調査の計画」に記載]</p>

表13-1 (6) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
10. その他	
(1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	評価書は住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めました。
(2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。	工事の実施にあたっては、周辺住民に対して工事の実施期間、内容について周知することとしており、環境保全措置の実施にあたっては、事業実施段階における住居等の保全対象の立地状況及び最新の環境保全技術の動向を踏まえ、適切な措置を講じることとしています。 〔「第3章3.11都市計画対象道路事業の工事計画の概要」及び「第3章3.12環境への配慮事項」に記載〕